

福利厚生事務の手引（平成28年3月） 正誤表

修正箇所	正	誤
8ページ・5行目	「第6章 4 退職後の健康	「第6章 3 退職後の健康
11ページ・2行目	されます。	されます。(P102参照)。
12ページ・(5)育児休業中の保険料(掛金)免除(法§114の2)・9行目	支給された実額の千円未満を切り捨てた額に対して	支給された実額に対して
12ページ・(5)ア保険料(掛金)免除と年金について・4行目	標準期末手当等の実額の千円未満を切り捨てた額に係る	標準期末手当等の実額に係る
22ページ・(3)資格取得届書等の提出に関する注意事項 ウ・1行目	7(3)ただし書の所属所に	6(3)ただし書の所属所に
23ページ・<資格取得に必要な書類>	(全体を修正)	
24ページ・<追加で必要となる書類>	(表を全て修正)	
74ページ・(3)イ 70～74歳(高齢受給者*4)の組合員及び被扶養者 *3・2行目	(一文削除)	また、上位所得者についてはP75をご覧ください。
75ページ・(4)高額療養費(法62条の2)・2行目	P76イ	P73イ
76ページ・(5)表 合算高額療養費が支給される場合・3行目	P75 (4)	P72(5)
101ページ・1(2)海外派遣に同行する配偶者で組合員である方・7行目	P118	P116
158ページ・A6・2行目	別冊様式集163ページ	別冊様式集157ページ
207ページ・エ 提出書類	P203～P207	P197～P201
208ページ・オ 任意継続組合員証等の交付・5行目	P25を参照	P20を参照